

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第11号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表19の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表20の項中「5,000円」を「6,500円」に、「3,400円」を「4,500円」に、「2,700円」を「3,600円」に改め、同表23の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表24の項中「5,000円」を「5,700円」に、「3,400円」を「3,800円」に改め、同表27の項及び29の項中「1,800円」を「1,900円」に改め、同表35の項中「2,400円」を「2,100円」に改め、同表59の項中「180円」を「160円」に、「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に、「90円」を「80円」に改め、同表75の項中「1万9,000円」を「1万7,000円」に改め、同表107の5の項の次に次のように加える。

107 の6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料		1件につき	14万7,000円	
107 の7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物処理変更認定申請手数料		1件につき	13万4,000円	

別表122の10の項中「7万5,000円」を「6万7,000円」に改め、同表122の15の項を同表122の18の項とし、同表122の14の項を同表122の17の項とし、同表122の13の項の次に次のように加える。

122 の14	土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染	汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請手数料		1件につき	12万円	
------------	---------------------------	------------------------	--	-------	------	--

	土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	料				
122 の15	土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業者の合併又は分割の承認申請手数料		1件につき	12万円	
122 の16	土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続に係る承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業相続承認申請手数料		1件につき	12万円	

別表144の2の項中「2万円」を「2万円（介護保険法第72条の2第1項の申請に係る同法第41条第1項本文の指定に関する指定居宅サービスにあつては、1万円）」に改め、同表144の3の項を次のように改める。

144 の3	削除					
-----------	----	--	--	--	--	--

別表144の6の項中「1万5,000円」を「1万5,000円（介護保険法第115条の2の2第1項の申請に係る同法第53条第1項本文の指定に関する指定介護予防サービスにあつては、7,000円）」に改め、同表144の14の項中「1万円」を「1万円（介護保険法第72条の2第1項の申請に係る同法第41条第1項本文の指定に関する指定居宅サービスにあつては、6,000円）」に改め、同表144の15の項を削り、同表144の16の項を同表144の15の項とし、同表146の4の項中「8,000円」を「8,000円（介護保険法第115条の2の2第1項の申請に係る同法第53条第1項本文の指定に関する指定介護予防サービスにあつては、5,000円）」に改め、同項を同表146の7の項とし、同表146の3の項を同表146の5の項とし、同表146の2の項の次に次のように加える。

146 の3	介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	介護医療院開設許可申請手数料		1件につき	6万3,000円	
146 の4	介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更（構造設備の	介護医療院変更許可申請手数料		1件につき	3万3,000円	

	変更を伴うものに限る。)の許可の申請に対する審査					
--	--------------------------	--	--	--	--	--

別表146の5の項の次に次のように加える。

146 の6	介護保険法第108条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査	介護医療院開設許可更新申請手数料		1件につき	2万円	
-----------	---	------------------	--	-------	-----	--

別表349の項中「3万7,700円」を「3万3,900円」に改め、同表350の項中「1万7,000円」を「1万5,000円」に改め、同表369の項中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改め、同表383の項の次に次のように加える。

383 の2	建築基準法第12条第8項の台帳の記載事項に係る証明書の交付	建築物等確認申請等台帳記載事項証明書交付手数料		1件につき	400円	
-----------	-------------------------------	-------------------------	--	-------	------	--

別表389の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表393の項中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、同表421の項中「1万6,900円」を「1万7,700円」に改め、同表438の項中「1,600円」を「1,800円」に改め、同表440の項中「2,200円」を「1,900円」に改め、同表451の項中「1万1,000円」を「9,900円」に改め、同表453の項中「1万5,000円」を「1万3,000円」に、「1万1,700円」を「1万円」に改め、同表460の5の項中「8,000円」を「8,700円」に改め、同表464の項中「2万5,000円」を「2万2,000円」に改め、同表475の項及び480の項中「2,000円」を「1,800円」に改め、同表481の4の項中「1,500円」を「1,600円」に改め、同表481の5の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表485の項中「4,600円」を「5,400円」に改め、同表487の8の項中「2,000円」を「1,800円」に改め、同表489の項中「1,600円」を「1,550円」に、「4,400円(」を「4,100円(」に、「7,050円」を「6,600円」に、「1,850円」を「1,900円」に、「2,200円」を「2,550円」に、「3,100円」を「3,350円」

に、「2,950円」を「2,600円」に、「4,500円」を「4,050円」に、

1,500円	を	1,500円	に、
1,750円		1,700円	
」		」	

「4,550円」を「4,800円」に、「2,850円」を「2,900円」に、「4,400円)」を「4,350円)」に改め、同表489の2の項中「4,050円」を「3,900円」に、「6,700円」を「6,400円」に、「3,850円」を「3,750円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同表490の項中「1,450円」を「1,400円」に、「3,000円」を「2,850円」に改め、同表491の項及び492の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表492の2の項中「3,850円」を

「1,400円」に、「2,100円」を「800円」に改め、同表492の3の項中「650円」を「750円」に改め、同表493の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表494の項中「2万3,100円」を「2万3,400円」に、「1万9,650円」を「1万9,500円」に、「1万4,500円」を「1万4,700円」に、「2万1,700円」を「2万1,500円」に改め、同表495の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表496の項中「1万4,600円」を「1万4,550円」に、「1万1,800円」を「1万1,850円」に、「9,400円」を「9,650円」に、「1万2,750円」を「1万2,450円」に改め、同表497の項中「2,000円」を「1,900円」に、「4,650円」を「4,400円」に、「1,950円」を「1,750円」に、「2,850円」を「2,550円」に、「1,750円」を「1,650円」に、「3,300円」を

「3,100円」に、「1,050円」を「1,000円」に改め、同表498の項中

「 2,500円 」	を	「 2,500円 」	に改
2,500円		2,550円	

め、同表498の3の項及び498の4の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表499の項中「2,400円」を

「2,350円」に改め、同表500の項中	「 2,100円 」	を	「 1,950円 」	に、「3,400円」を「3,500円」に、
	4,100円		4,450円	

「 2,450円 」	を	「 2,800円 」	に、「1,400円」を「1,500円」に、	「 1,300円 」	を	「 1,400円 」	に、
4,100円		4,150円		650円		750円	

「 講習1 時間に つき 」	2,400円	を	「 講習1 時間に つき 」	2,450円	に、「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を

「7,950円」に、「5,650円」を「5,800円」に、「2,000円」を「2,250円」に、「4,300円」を「4,450円」

に、「	「 1件に つき 」	2,400円	を	「 1件に つき 」	2,350円	に、「1万3,200円」を「1万2,500円」に、

「1,900円」を「2,000円」に、「1,500円」を「1,800円」に改め、同表505の項中「13,000円」を「1万2,000円」に改め、同表506の項中「1,900円」を「1,700円」に改め、同表(注)5中「2万3,100円」を「2

万3,400円」に、「1万9,650円」を「1万9,500円」に、「1万4,500円」を「1万4,700円」に、「2万1,700円」を「2万1,500円」に、「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」に、

2,450円	2,500円				
1,950円	2,000円				
1,950円	2,000円				
2,450円	2,500円				
1,950円	2,000円				
1,950円	2,000円				
2,000円	2,350円				
1,950円	1,900円				

を に、「2,500円」を「2,650円」に、

1,750円	1,800円
2,100円	2,050円

を に、

「ついては2,450円」を「ついては2,350円」に、「850円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「ついては3,100円」を「ついては2,900円」に、「ついては550円」を「ついては500円」に、「350円」を「300円」に改め、同表（注）6中「1万4,600円」を「1万4,550円」に、「1万1,800円」を「1万1,850円」に、「9,400円」を「9,650円」に、「1万2,750円」を「1万2,450円」に、

3,600円	
1,300円	

を

3,550円	1,350円	1,400円	1,250円	1,300円
1,250円	1,250円	1,300円	1,200円	1,250円
	1,300円	1,350円	1,100円	1,250円

に、

を「1,600円」に、「1,400円」を「1,500円」に、

1,300円	1,300円
1,200円	1,250円

を に、「2,500円」を

「2,400円」に、「3,150円」を「2,850円」に、「ついては250円」を「ついては150円」に、「ついては100円」を「ついては150円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表369の項及び393の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表19の項、20の項、23の項、24の項、27の項及び29の項の改正規定 平成30年5月1日